

栃木地方最低賃金審議会

議事録

議事要旨

(整理番号 0613)

第1回 計量器等製造業最低賃金専門部会

令和6年10月1日 一部公開

開催日時	令和6年10月1日(火)	13時30分～15時20分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、第1回栃木県計量器等製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 — 委員全員が出席、本会議が成立していることを報告。 併せて、傍聴人及び報道関係者の出席がないことを報告。</p> <p>本専門部会の議事につきましては、栃木県特定最低賃金専門部会運営規程第6条により部会長が進行することとされておりますが、このあと部会長及び部会長代理が選出されるまでのおきましては、事務局において議事の進行をさせていただきます。 それでは、次第に従いまして、初めに労働基準部長より挨拶を申し上げます。</p>
労働基準部長	<p>委員の皆様におかれましては、日頃より労働行政の推進に御理解・御協力を賜っておりますこと、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。</p>

	<p>また、本日はお忙しい中、御参集いただき誠にありがとうございます。</p> <p>おかげさまで、本日、10月1日より「栃木県最低賃金」が1,004円に改正されるということになりました。</p> <p>本日夕方、宇都宮駅前で県最賃公労使委員の皆さんにお集まりいただき、テッシュ配りをするという取り組みを実現することになりましたので、こういった周知活動につきましても推進していきたいと思っております。</p> <p>この「栃木県最低賃金」は、栃木県内すべての労働者に適用されるセーフティネットとしての機能になっています。</p> <p>また、本日、御審議いただく栃木県特定最低賃金は、特定の産業または職業について、労働条件の向上または事業の公正競争の確保の観点から、県最賃より高い水準の最低賃金を定めることが必要と認められた場合に、関係労使のイニシアティブによって設定されるものでございます。</p> <p>私ども事務局としましても、労使の委員の皆様様の活発な議論をお支えできるよう、御審議に必要な資料の御用意などの確に情報提供をさせていただきたいと思っておりますので、関係資料をはじめ、審議に必要なものなどございましたら、遠慮なくお申しつけいただけたらと思います。</p> <p>集中的な審議となり、皆様には大変御負担をおかけしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>続きまして、委員の皆様を公益代表、労働者代表、使用者代表委員の順に御紹介いたします。</p>
	<p>— 専門部会委員及び事務局の紹介 —</p>
事務局	<p>続きまして、専門部会の「部会長及び部会長代理の選出」でございますが、最低賃金法第25条第4項の規定により準用される同法第24条第2項及び第4項の規定により、公益代表委員の中から委員が選挙して選任することとされております。</p> <p>例年、公益代表委員から御推薦をいただき、委員の皆様にお諮りしておりますが、本年度においても、この方法で選任することによるしいかお諮りいたします。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
事務局	<p>それでは、公益委員協議において、推薦をいただいておりますので、発表いたします。</p> <p>部会長に村岡委員、部会長代理に荻原委員を御推薦いただいております。</p>

各代表委員	<p>お二人に当専門部会の部会長及び部会長代理に御就任いただくことを御提案いたします。 いかがでしょうか。</p> <p>— 異議なし —</p>
事務局	<p>御賛同をいただきましたので、お二人に御就任いただくことといたします。 それでは、今後の議事の進行につきまして、部会長にお願いいたします。</p>
村岡部会長	<p>ただ今、部会長に選任されました村岡です。 これから、議事を進めていくこととなりますが、特定最低賃金の審議は、労使のイニシアティブの発揮が重要となりますので、全会一致を目指し、審議が円滑に進みますよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。 それでは、議題（１）の「栃木県特定最低賃金の金額改定について」です。 最初に、栃木県特定最低賃金専門部会の運営については、関係法令のほか、「栃木県特定最低賃金専門部会運営規程」に基づき、運営していくこととなります。 この規程については、本年８月２１日開催の第４回栃木地方最低賃金審議会において議決され、同日より施行されておりますので、この運営規程の要旨について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>運営規程につきましては、事務局より提出しております資料のうち、共通資料の９５ページ、資料No.Ⅱ－１に編綴しておりますので、ご覧ください。 この運営規程につきましては、第１条から第５条までに目的、構成、会議の招集と出欠席について、第６条に議事の進め方について、第７条に会議の公開・非公開の措置について、第８条に議事録及び議事要旨の作成について、第９条に審議会会長への報告について、第１０条に専門部会の廃止について規定されています。 この中で、第７条の「会議の公開」につきましては、少し詳しく説明させていただきます。 第７条の文面自体は昨年度のものとは変更はございませんが、今年度より運用を変更しております。 これまで、特定最低賃金専門部会の議事の公開・非公開につきましては、第７条第１項の但し書きにあります「公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を</p>

	<p>ととなる公労協議や公使協議の場面、また、最終的に「採決」となった場合の採決の場面については、委員個人の情報、権利権益の保護、意思決定の中立性の確保の観点から、運営規程第7条第1項の但し書きを適用し、審議を「非公開」にしたいと考えますがいかがでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
村岡部会長	<p>それでは、当専門部会の審議の公開・非公開につきましては、事務局説明のとおり運用することとします。</p> <p>次に、最低賃金法第25条第5項の規定による改正審議にかかる意見聴取について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>— 意見書の提出はなかった旨を報告 —</p>
村岡部会長	<p>ただ今、最低賃金法第25条第5項の規定による意見書の提出はなかった旨の報告がありましたが、同条第6項において「審議に際し必要と認める場合においては、関係労使等の意見を聴くものとする」と定められており、その方法については実地視察を行う方法による取り扱いもできることになっております。</p> <p>従来、この取り扱いについては、審議の時間的制約があることや、労働者代表委員と使用者代表委員の皆様が、関係労使の代表者として推薦され御就任されておりますので、皆様の御意見をお聴きすることで、これに代え実地視察等は行っておりませんでした。</p> <p>本年度においても実地視察等は行わないことよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
村岡部会長	<p>それでは、皆様から御意見を述べていただくことで、関係労使からの意見聴取とし、実地視察は行わないことにいたします。</p> <p>続いて、最低賃金審議会令第6条第5項に基づいた、専門部会における決議事項の取扱いについて、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>— 最低賃金審議会令第6条第5項の決議事項を説明 —</p>
村岡部会長	<p>ただ今の事務局の説明について、御質問はございますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
村岡部会長	<p>では、規程等の運用や取扱いに関しましては、以上となります。</p> <p>金額改定審議に移りますが、まずは、改正決定の申出状況及び労働協約の最低額等について、事務局から説明してください。</p>

事務局	— 申出状況及び労働協約の最低額等について説明 —
村岡部会長	ただ今の説明について、御質問などございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
村岡部会長	特に御質問など無いようであれば、事務局より、本日提出の資料について、説明をお願いします。
事務局	— 資料説明 —
村岡部会長	ただ今の資料説明について、御質問などございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
村岡部会長	特に御質問など無いようであれば、続いて、労使それぞれの代表委員より、金額審議に臨むに当たっての「基本的な考え方」についてお聴きしたいと思います。 最初に、労働者代表委員から、続いて、使用者代表委員からお聴きしたいと思います。よろしいでしょうか。
各代表委員	— 異議なし —
村岡部会長	それでは、最初に労働者代表委員からお願いいたします。
塚原委員	労働者側の主張としましては、日本の最低賃金は全国的にも最低レベルである。また、新聞等にも出ていますが、栃木県は男女賃金格差も全国最下位で、男性と比べて71.0%、約3割の差があります。また、栃木県内は製造業比率が高いため、特定最低賃金は、きっちりと上げていく必要があると考えています。 さらに、物価上昇や電気代高騰によって、生活に影響が出ているため、しっかりと応じていただきたいと思います。 しかし、我々も企業に勤めている身分であり、政府も勧めている価格転嫁がなかなか実施されていなかったり、値引き要請が出たりと厳しい状況であることを理解していますが、賃上げ実現のために、エネルギー上昇分、人件費上昇分を適正に価格転嫁をお願いしたいと思います。 我々が考えている金額としては、令和6年度の計量器等特定最低賃金の協約・協定の最低額1,154円との差額146円を主張したいと考えております。 協定書を見ていただくと、実態と差がありまして、8,000人の労働者に対して、4,000人を集めた最低額の差が146円というところ

<p>村岡部会長</p>	<p>もありますので、ぜひ最大限である 146 円を主張したいと思いません。</p> <p>基本的な考え方として、146 円MAXを考えていただきたいというお話でした。</p> <p>引き続き、使用者代表委員からお願いします。</p>
<p>小貫委員</p>	<p>今、栃木県内の製造業、私たち使用者代表 3 名の会社も皆そうですが、非常に厳しい状況です。</p> <p>先ほども出ましたように、消耗品関係は全部値上げです。いついつから 10%値上げしますとなれば、これは絶対に励行されます。</p> <p>ところが、そのために、私たちが加工賃を上げていただけますか？と得意先をお願いをすると、それは、そんなに簡単にいきません。例えば、もっと上のメーカーから値下げ要望があって、逆に値下げしなければならないというのが今の状況ですと言われてしまいます。加工賃を上げてもらうことができないというのが現状です。</p> <p>なおかつ、今まで流れていたものを値上げするのであれば、逆に海外の方が半分でやれるので、全部海外に持っていきますよ、と言われるのが次に出てくる言葉です。</p> <p>ですから、人件費も上げないといけない、消耗品・電気代も値上げして、従来の加工賃の中から利益を出すということは、本当にむずかしいです。それが現状です。</p> <p>実際に、同業者が 9 月いっぱい閉鎖するというところで、話が出ていることもあります。</p> <p>ですから、このグローバル化された中では、栃木県内、日本国内ではなくて、海外に仕事を出すという動きが、今、始まっています。</p> <p>例えば、海外は、今、仕事が忙しいのかということ、全然忙しくありません。バングラデシュの会社で、レンズ加工をしているところは、少し前までは、仕事量が 10%しかない。それで日本に営業に来て、何でもいいから下さいということで、安く出すというのが現実です。</p> <p>我々が賃上げをするということは難しいことですが、最低でも上げなくてはいけなくなるということになると、経営者協会が公表した今年の春闘の結果の資料から見ますと、3.24%は上げなければいけないと考えています。</p> <p>先ほど、労側からも出ましたが、実際に組合がある企業ではなくて、2、3 人からという会社もあるわけです。そこを皆さんどのように考えていただけるかということです。弱者を助けるということで、金額審議をお願いしたいということで進めていただきたいと思えます。</p> <p>以上です。</p>

村岡部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今、労使それぞれの代表委員より、「基本的な考え方」についての御意見を伺いました。</p> <p>ここからは、具体的な金額審議に入りたいと思いますが、双方の意見をお伺いしまして、かなり考え方に隔たりがあるように思います。それぞれから具体的な金額を受けたいと思いますが、一度、別室で協議を行っていただき、その後、具体的な金額審議を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
村岡部会長	<p>それでは、協議室での協議時間を5分から10分程度として、最初に労働者代表委員から御意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>労働者代表委員は協議室での協議が終了しましたら、廊下で待機している事務局にお声をかけていただき、この会場にて公労協議を行いたいと思います。</p> <p>公労協議が終了しましたら、使用者代表委員から御意見を伺う公使協議を行いたいと思いますが、その順でよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
村岡部会長	<p>では、ここからは労使それぞれとの具体的な審議になりますので、傍聴人はおりませんが、栃木労働局ホームページにおいて公開する議事録では「非公開」とさせていただきます。</p> <p>それでは、事務局はそれぞれの代表委員を協議室に御案内してください。</p> <p>《《 以降、非公開 》》</p> <p>— 協議室にて労使それぞれ協議 —</p> <p>— 第1回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 第1回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 第2回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 第2回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 第3回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>《《 以降、公開 》》</p>

<p>村岡部会長</p>	<p>— 公益・労使代表協議 —</p> <p>それでは、ここから公労使の三者が揃って審議する場面ですので、議事録においても「公開」といたします。</p> <p>まず、労働者側の提示額をお伝えします。</p> <p>隣接県の埼玉の地賃 1,078 円との差額 69 円の提示がありました。69 円が労働者側の本日の最終提示額となります。</p> <p>本日は、私ども公益代表委員と、労使それぞれの代表委員とが個別に協議を行い、審議を進めてまいりましたが、労使それぞれの意見に大きな隔たりがあり、これ以上の進展は望めないと考えますので、日を改めて審議を行いたいと思います。</p> <p>本日の金額提示としましては、労働者代表委員からは 69 円、使用者代表委員からは 33 円の引上げ提示がありました。</p> <p>今回の審議においては、それぞれこの金額を念頭に置いたうえで、一致点が見いだせないか、さらに検討していただき、かつ意見を伺ったうえで、全会一致での結審を目指したいと考えております。それぞれの事情を理解されたうえで、どこまで歩み寄れるかということだと思えます。よろしく検討をお願いします。</p> <p>今回は、10月17日（木）、午後1時30分からとなります。この5階会議室で開催しますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次の議題（2）の「その他」ですが、委員の皆様、何かございますか。</p>
<p>各代表委員</p>	<p>— 意見、質問等なし —</p>
<p>村岡部会長</p>	<p>特に無いようであれば、これをもちまして、本日の専門部会の議題はすべて終了となりますが、本日の議事につきましては、運営規程第8条第1項の規定により、議事録を作成することになります。</p> <p>また、議事録については、同条第2項ただし書の規定により、公労使三者が揃って審議した場面のみを一部公開としますので、非公開の部分については、第3項の規定による「議事要旨」を作成して公開することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>各代表委員</p>	<p>— 異議なし —</p>
<p>村岡部会長</p>	<p>それでは、議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの委員のどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p>
<p>各代表委員</p>	<p>— 労使それぞれの代表委員で協議 —</p>
<p>村岡部会長</p>	<p>では、労働者代表塚原委員、使用者代表小貫委員にお願いします。</p> <p>以上をもちまして、第1回栃木県計量器等製造業最低賃金専門部</p>

	<p>会を閉会いたします。 御協力どうもありがとうございました。</p>
--	--